

ID: 250

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	督促手数料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	村田町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第14条第2項		
<b>例 規 番 号</b>	昭和63年条例第29号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第14条の規定による。                  (督促及び滞納処分)</p> <p>第14条 管理者は、負担金を指定期限内に納入しないときは、督促をしなければならない。</p> <p>2 督促状の発付及び督促手数料の徴収については、村田町町税条例の例による。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和3年4月2日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日